

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する規則
公布年月日・番号 令和 8 年 3 月 27 日・東京都規則第 29 号

第 1 概要

1 改正理由

「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 47 号）が令和 8 年 4 月 1 日付けで施行され、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」（平成 14 年法律第 78 号）が改正されるため、規定を整備する必要がある。

2 改正内容

環境影響評価の対象事業ごとの評価書案等の提出時期を定めている規則別表第 8（第 61 条関係）の 13 の部（住宅団地の設置）及び 14 の部（高層建築物の設置）において引用している「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第百五条第一項」を「第百六十三條の五十九第一項」に改正する。

第 2 施行日

令和 8 年 4 月 1 日

第 3 問合せ先

環境局総務部環境政策課

直通 03-5388-3406